

写

監 内 第 49 号

令和 2 年 11 月 11 日

伊東市長 小野 達也 様

伊東市監査委員 杉 山 雅 男

伊東市監査委員 井 戸 清 司

財政援助団体監査の結果に関する報告について（提出）

伊豆・いとう地魚王国に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

第1 監査の基準

この監査は、伊東市監査基準（令和2年伊東市監査委員告示第2号）に基づいて実施した。

第2 監査の種類

財政援助団体監査

第3 監査の対象

- 1 財政援助団体 伊豆・いとう地魚王国
- 2 所管課 伊東市観光経済部産業課

第4 監査の範囲

令和元年度伊豆・いとう地魚王国事業補助金に係る出納その他の事務の執行状況

第5 監査の期間

令和2年9月24日から令和2年11月10日まで

（書類監査は令和2年9月24・25日に、本監査は令和2年10月9日に実施している。）

第6 監査の着眼点

- 1 補助金、交付金、負担金、貸付金その他の財政援助（以下「補助」という。）の決定は適正になされているか。
- 2 財政援助額及び援助方法は適正か。
- 3 補助条件その他補助に関する契約内容は適正妥当であるか。
- 4 補助事業は、補助の目的に沿って適正に行われているか。
- 5 補助に係る会計経理内容は適正か。

第7 監査の主な実施内容

補助金等に関する諸帳簿、証ひょう書類その他提出資料等関係書類について内容を照合する一方、伊豆・いとう地魚王国及び伊東市観光経済部産業課の関係者から説明を聴取し、質疑を行い、監査の対象が適正に執行されているか否かについて確認を行った。

第8 監査の概要

- 1 伊豆・いとう地魚王国の概要
 - (1) 設立年月日 平成27年6月29日
 - (2) 目的 年間を通じて豊富な魚種が水揚げされる伊東の特性を活かすため、

関係諸団体及び個人が協力し合い王国を建国し、連携を図る中で、地魚の魅力を発信するとともに、地魚の消費拡大や販売促進、魚食普及に努め、地域全体で水産業の6次産業化に取り組むことを目的とする。

(3) 役員 会長 1 人 副会長 1 人 監事 1 人

(4) 活動

ア 会議の開催

イ 地魚の消費拡大及び販売促進に関すること

ウ 地魚の高付加価値化に関すること

エ 地魚の魅力発信に関すること

オ 地魚に関するイベントの企画立案及び事業実施に関すること

カ 地魚に関する調査・研究に関すること

キ 地魚を活用した商品の開発・研究に関すること

ク その他地魚の普及拡大及び推進に関すること

(5) 収支状況

令和元年度収支決算は次のとおりである。

収 入

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	比較増減	備 考
会費	33,000	29,000	△ 4,000	加入団体からの会費 (29団体)
負担金	600,000	600,000	0	いとう漁業協同組合 伊東商工会議所
補助金	4,786,000	4,230,000	△ 556,000	伊東市 (新型コロナウイルス感染症による未執行业務の減額)
繰越金	315,554	315,554	0	補助金関係 事業所負担金関係
雑収入	1,000	0	△ 1,000	
合 計	5,735,554	5,174,554	△ 561,000	

支 出

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	比較増減	備 考
魚食普及事業	310,000	145,815	164,185	地魚おろし方教室開催費
加盟店等支援事業費	200,000	52,640	147,360	加盟店等が自主的に活動する事業に対する支援
委託事業費	620,000	626,479	△ 6,479	ホームページ管理 「広報いとう」地魚紹介記事掲載
地魚PR推進事業	3,130,000	3,162,398	△ 32,398	各種物産展・商談会への出展費 地魚王国グッズ作成 キンメ電車広告 磯あそび体験 地域資源プロモーション事業費 他団体との連携事業 協力・協賛・後援費
ニューツーリズム事業費	700,000	383,752	316,248	現地調査費
商標登録費	400,000	129,713	270,287	知的財産保護対策
会議費	50,000	50,880	△ 880	会議開催に関する諸経費
旅費・研修費	200,000	18,000	182,000	会議・視察等にかかる旅費
交際費	1,000	0	1,000	
事務費	70,000	255,903	△ 185,903	消耗品費 通信運搬費 備品費
予備費	54,554	11,150	43,404	総会等案内切手代
合 計	5,735,554	4,836,730	898,824	

2 補助金について

市は、伊豆・いとう地魚王国事業に係る補助金として4,230,000円を支出している。

支出の状況は次のとおりである。

名 称	予算現額	支出済額	備 考
伊豆・いとう地魚王国事業補助金	円	円	第1回概算払 3,828,000円 (令和元年7年30日)
	4,786,000	4,230,000	第2回概算払 958,000円 (令和 2年3年30日)
			確定に伴う返還 △556,000円 (令和 2年5月12日)

3 令和元年度の主な事業内容

(1) 魚食普及

高校生や子育て中の母親など計 158 人を対象に地魚のおろし方教室を年間 5 回開催し、魚のさばき方や調理方法、旬に関する知識を伝えることで、魚の調理を楽しむ場を提供するとともに、魚食普及に努め、地魚の消費拡大を図った。

(2) 加盟店等支援

地魚王国に加盟している事業所等が地魚の魅力発信や普及啓発などを目的として、自主的に地魚を活用した自社製品等の販売活動を行うに当たり、より充実した活動が図れるよう、活動経費の一部を支援した。

(3) 地魚 PR 推進

全国各地で開催される各種物産展及び商談会への出展による地魚商品の魅力発信や地域プロモーション列車の車両装飾及び車両内の有料広告枠を活用した加盟団体の PR、市内小中学生を対象に海洋レクリエーション体験を通じて海とのつながりや海の新たな側面への気付きを促す機会を提供、他団体との連携事業として魚に興味関心を抱かせるためのイベント等を実施した。また、加盟店と協力し、リピーターの確保や新規顧客獲得を目的とする旅行商品等を企画、販売したほか、令和元年度から 3 か年計画で地魚を使った地場産品グルメの開発及びプロモーション展開を行うための会議を実施し、意見交換を行った。

第9 監査の結果

今回監査を実施した範囲における出納その他の事務については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。今後は、監査過程での指摘等も参考に、的確な判断に基づき事務事業が適正に執行されるよう望むものである。

1 伊豆・いとう地魚王国

(1) 指摘事項

ア 市は、補助金について「補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること」との条件を付して交付を決定しているが、団体は、当初予算に計上のない備品の購入等、市長の承認を受けることなく予算の変更を行っていた。

また、備品の購入時期は、事業年度末の令和 2 年 3 月 31 日であり、予算執行の調整と受け取られる処理が行われていた。

補助金については、交付条件を遵守するとともに、公金であるという認識を持ち、適正な事務処理を行われたい。

イ サバーソニック&アジロックフェスティバル 2019 における催事事務の委託契約について、契約書第 3 条には、「甲が加入する甲催事全体の損害賠償責任・傷害保険に、乙イベント内容を含む」とあるが、賠償責任保険は、サバーソニック&アジロックフェスティバル実行委員会代表者の名義により契約が締結されており、契約書に記載の内容と食い違いが生じていた。

また、契約書第 4 条には、「甲は乙との契約内容（乙の提示した別紙見積り内容）に同意後は」とあるが、当該見積書の欄外には「実行委員長ご確認済最終稿」との記載がされていた。

補助対象事業について、主体的に実施しているのか疑問が残ることから、適正な事務処理を行われたい。

(2) 意見

団体の会計は、補助金関係と事業所負担金関係の会計に区分され、補助金関係には様々な事業費のほか、会議費や事務費など団体の運営に要する費用が計上され、事業所負担金関係にはニューツーリズム事業費及び予備費が計上されているが、この区分には、会計の性質や費用の内容が考慮されておらず、収入額に見合うよう金額を振り分けたに過ぎないものと言える。

市民の税金を財源とする補助金については、適正な執行が求められていることから、効率的な執行と透明性を確保するため、区分の目的にかなうよう会計を整理されるとともに、会員の拡充や会費の額の適正性について検討するなど、自主財源の確保に向けた方策を講じられたい。

2 伊東市観光経済部産業課

(1) 指摘事項

ア 補助金の支払は額の確定した後に行う精算払が原則であり、概算払は支出の特例であるため、精算等の手続は、法令等に基づき適時適正に行われる必要がある。市は、補助金の交付を行うに当たり、2 回に分けて全額を概算払しているが、2 回目については、事業年度末の令和 2 年 3 月 30 日に支払っていた。

概算払を行うに当たっては、その必要性や支払時期、支出内容等を勘案した上、適正な事務の執行を図られたい。

イ 補助事業等が完了したときは、実績報告書等を精査の上、補助金額を確定し、概算払をした補助金については、交付決定額より減額となった場合、返還を求めなければならないところ、これを行わなかったことから、令和元年度の補助金の交付決定を行う際、申請額から繰越金を減額して決定している。

補助金の確定に際しては、未執行の事業があったことから、その分を減額して確定を行っているが、交付額と確定額の差額について、伊東市補助金交付規則に基づいた返還手続を行っていなかった。また、差額を返還した後も繰越金が生じている。

補助金の申請から収支の精算に至るまでの事務について、補助金の決定、確定及び精算に当たっては、交付申請書、実績報告書、収支決算書等を精査し、適正な事務の執行を図られたい。

(2) 意見

伊豆・いとう地魚王国については、市が積極的に関与して設立された団体であり、その後の運営に市職員が公的な立場で関与し、伊東商工会議所及びいとう漁業協同組合とともに執行機関の役割を果たしている。団体の設立について、その目的や必要性は理解できるものの、主導的な立場で運営に関与することは、補助金の交付を行う者と受ける者が同一となり、自己取引となることが危惧され、補助金の交付に係る事務において一部に不適切な処理が行われた要因であると考えられる。また、当該団体に対する指導にも困難が生じるものと思料する。

市職員が事務局として運営に関わることの適否については、従事する事務が市の事務と同一視できる公的な内容であるか等、慎重に検討した上で判断すべきものであるが、内部統制の見地からも線引きが必要である。伊豆・いとう地魚王国事業を推進していくに当たり、市と団体の役割を整理し、自立した運営ができるよう検討されるとともに、円滑に適正な事務処理が行われるよう、適宜助言や指導を行われたい。

以 上